

令和6年度緑の普及啓発事業業務委託に
係る企画提案募集要項

令和6年2月
山梨県林政部森林整備課

※ 山梨県林政部森林整備課が実施する本業務は、令和6年2月山梨県定例県議会において、当該業務にかかる当初予算が否決又は修正された場合は執行しないものとします。

1 趣旨

環境緑化に関する知識・技術の普及、人材の育成、情報の提供を行い、緑化に関わる多様な主体の連携、意識の醸成を図ることにより、県民一人ひとりが、緑化の大切さや重要性を認識し、企業や団体、行政などと協働・連携して、社会全体で次代に引き継いでいく環境緑化を推進することを目的に、緑の普及啓発事業業務（以下「業務」という。）に係る委託の受託候補者を選定する。

2 業務概要

(1) 業務名称

令和6年度緑の普及啓発事業業務

(2) 業務内容

「令和6年度緑の普及啓発事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和7年3月15日（金）まで

(4) 委託料上限額

金19,927,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案の参加資格

資格者は、次の全ての要件を満たす法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続き開始の申し立ての手続きを行っていない者（更生手続き開始又は民事再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと、又は法人にあっては、その役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から契約までの間に、「山梨県物品購入等契約に係る指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれていない者。
- (5) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税又は地方消費税の滞納がない者。

4 日程

実施内容	日時等
募集開始	令和6年2月28日（水）から
質問受付期限	令和6年3月6日（水）午後3時必着
参加申込書提出期限	令和6年3月11日（月）午後5時必着
参加資格確認通知	令和6年3月14日（木）以降
企画提案書提出期限	令和6年3月19日（火）午後5時必着
企画提案プレゼンテーション審査会	令和6年3月22日（金）予定
選定結果通知	審査会開催日以降
契約手続き	令和6年4月1日（月）以降

5 質問及び回答

企画提案に係る質問及び回答については、以下のとおりとします。

(1) 提出書類

提案に関する質問書（様式第1号）

(2) 提出方法

8の担当部署あてに電子メールで提出すること。

(3) 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、山梨県庁公式サイトの本業務募集ページにおいて公開する。

(4) その他

- ・電話や口頭での質問には応じない。また、本企画提案に関係のない質問や、本企画提案に公平性を保てないと判断した場合などには、回答しないこともある。
- ・質問内容に疑義が生じた場合には、質問者へ問い合わせる場合がある。
- ・質問者名は公表しない。

6 参加申込書及び参加資格確認通知

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する場合は以下の①～⑦を提出すること。

①参加申込書（様式第2号）

②企画提案者の概要（様式第3号）

③企画提案者の概要が分かる資料（定款、寄附行為、会則、パンフレット等）

④法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書

⑤登記事項証明書（履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書）

⑥印鑑証明書

⑦誓約書（様式第4号）

※上記④～⑥については、3か月以内に取得した正本とする。

※既に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等入札参加資格者名簿に登載されている法人等は、山梨県物品等競争入札参加資格通知書の写しにより、上記④～⑥に代えることができる。

(2) 提出方法

8の担当部署あてに提出すること。提出方法は持参又は郵送によるものとし、期限までに必着とすること。なお、持参する場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格確認通知

参加資格の確認結果は、参加申込書の提出者あてに電子メールにより通知する。

7 企画提案書提出

(1) 提出書類

参加申込書を提出した事業者は、提出期限までに以下の①・②を提出すること。

①企画提案書（任意様式）

- ・仕様書に記載の業務内容について、考え方や実現方法等を記載するとともに、できる限り別紙「審査基準」の審査項目に沿って記載すること。
- ・業務内容は、表や図等も活用しながら、わかりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。
- ・印刷サイズはA4版とすること。(A3のZ折り可)

②参考見積書(任意様式)

- ・見積書はできるだけ細かく分けて積算し、業務の積算根拠を示すこと。

(2) 提出部数

正本1部(様式第5号に代表者印を押印したものを添える)、副本5部提出すること。

(3) 提出方法

8の担当部署まで提出すること。提出方法は持参又は郵送によるものとし、期限までに必着とすること。なお、持参する場合の受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

8 担当部署

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県林政部 森林整備課森林育成・緑化担当

(電話) 055-223-1646

(メールアドレス) shinrin-sb@pref.yamanashi.lg.jp

9 選定

(1) 選定方法

選定委員会を設置し、別紙「選定基準」に基づき選定を行う。

(2) 会場及び時間

企画提案書の提出事業者あて、電子メールにより通知する。

(3) 選定結果

- ・企画提案書の提出事業者にはそれぞれの選定結果を電子メールにより通知するとともに、委託先候補者を県のホームページに掲載する。
- ・選定結果に係る質問や異議は一切受け付けない。

(4) その他

- ・プレゼンテーション会場にはプロジェクター、スクリーン、HDMIケーブルは選定委員会で用意するが、その他必要なものは参加者が用意すること。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

10 委託契約の締結

- (1) 提出された企画提案書等を評価基準に基づき審査を行った結果、最も優れた提案をした者と随意契約による、本業務委託の契約手続を行う。
- (2) 選定された提案者と協議が整わない場合は、提案次点者と同様の契約手続を行う。
- (3) 契約の締結は、令和6年4月1日以降に行う。

1.1 その他

- (1) 参加に係る経費は、全て企画提案書等を提出した事業者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の加除修正は認めないこととする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。